

COP12における愛知目標の中間評価を踏まえた 生物多様性の主流化の国際動向

文責：国際自然保護連合日本委員会（IUCN-J）
事務局長 道家哲平

1. 主流化という言葉の整理

主流化という言葉は、メインストリーム（mainstream）「ある分野の中で主流・主軸となること」の訳語であり、明確な定義は今のところない言葉である。

生物多様性国家戦略 2012-2020 では、「生物多様性の保全と持続可能な利用の重要性が、国、地方自治体、事業者、NPO・NGO、国民などのさまざまな主体に広く認識され、それぞれの行動に反映されることを「生物多様性の主流化」と表現している（第3部第2章第1節）

そのため「生物多様性の主流化された状態」の具体的なあり方をもう少し具体的に想起すると、個人、または団体・組織が、判断や行動を考えるにあたって「生物多様性」のことを優先課題として扱う、生物多様性のことについて当たり前のように取り組むという状態といえる。

主流化＝主流となったといえるためには、2つのアプローチが必要となる。

トップダウン的アプローチとしては、組織・団体において行動理念・計画・規範・規則等の内規（構成員が従うルール）に各種の生物多様性配慮や生物多様性の保全につながるものが記載され実施されることが重要となる。

ボトムアップ的アプローチとして、様々なルール・規制を引き受けるためにも、生物多様性を保全し、賢明に利用することの重要性・価値を組織構成員が認識していないとそのような行動理念等は生まれにくいことから、コミュニケーション・教育・普及啓発（CEPA：Communication, Education and Public Awareness）と、CEPAを通じた態度変容（behavior change）が重要となる。

194の国と地域が参画する生物多様性条約では、2010年愛知県名古屋市にて第10回締約国会合を開催し、2020年までに達成すべき20の個別目標である愛知目標を決定したが、各種計画や可能な場合会計制度において生物多様性の価値を組み込むという「愛知目標2」と、生物多様性の価値と、その保全や持続可能な利用のための行動を認識するという「愛知目標1」が存在し、この二つが上記のトップダウン・ボトムアップの関係となっている。

2. 国際動向のまとめ方

本調査・とりまとめにおける、国際動向のまとめ方は、下記のとおりである。

— 現状に関しては、地球規模生物多様性概況第4版（GBO4：Global Biodiversity Outlook 4th Edition）における愛知目標1・愛知目標2の達成状況をまとめる。

— 今後の方向性に関しては、同じくGBO4において提案されている達成に資する主要行動（Key Potential Actions）の概要と、GBO4の成果を受けてなされた生物多様性条約第12回締約国会議（2014年10月韓国、ピョンチャン市）の各種決定（概要）をまとめる。また、その他参考となる事例（COP12にて開催された国連生物多様性の日—UNDB-DAY）や参考となる取組みを補足情報として追加する。

3. 生物多様性の主流化に関する国際動向

3-1. 地球規模生物多様性概況第4版について

地球規模生物多様性概況第4版（Global Biodiversity Outlook 4。以下、GBO4）は、COP10の要請を受け、生物多様性等に関する最新のデータや保全動向および各国からのレポート（第5次国別報告書（5th National Report））などを元にまとめられ2014年10月に韓国平昌（ピョンチャン）で開催された第12回締約国会議（以下COP12）で発表された。作成に当たっては、GBO4助言委員会、科学技術助言補助機関運営委員（SBSTTAビューロ）数多くの国連・国際機関などが関わり、カナダ・EU・ドイツ・日本・韓国・スイス・イギリス・オランダ政府が資金援助を行った。本文（国連公式6言語に加え、日本語と韓国語に翻訳）および関連するテクニカルシリーズ（NO78.79.81）が、生物多様性条約ウェブサイト（<http://www.cbd.int/gbo4/>）からダウンロードできる（2015年1月末日）。

GBO4は、はじめに続き、全体総括（背景、進展の総括と次に取るべき行動、前進に向けて、愛知ターゲットダッシュボード）、第1章導入、第2章進捗評価、第3章総合分析、結論、注記という構成をとっている。

GBO4に関しては、COP12にて、この報告書を歓迎し、各国は、次に取るべき行動（Key Potential Actions）の活用が奨励されている。

3-2 愛知ターゲット1 普及啓発

ターゲット1 遅くとも2020年までに、A 生物多様性の価値及びそれを B 保全し持続可能に利用するために取り得る行動を、人々が認識する。

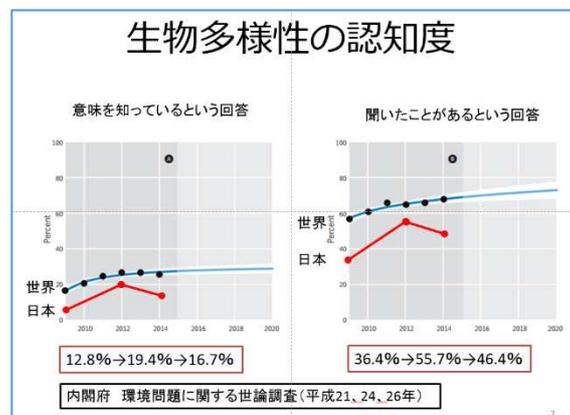
GBO4による評価

A 人々が生物多様性の価値を認識 評価3（進展はあるが不十分）

B 人々が生物多様性の保全と持続可能な利用のための行動を認識 評価3（進展はあるが不十分）

<現状評価> 生物多様性の認知度は微増傾向。重要性の価値認識から行動の変容にはいっていない。

GBO4では、生物多様性バロメーター（Union for Ethical Bio Tradeの調査結果）などの調査結果を元に“生物多様性の言葉の認知度は微増している”と結論付けている。（しかし、この生物多様性バロメーターの2013年調査結果によると、中国の生物多様性の言葉の認知度が94%、ブラジルの言葉の認知度が96%という結果が出ており、筆者が当該国出身のNGOや研究者若干名にヒアリングしたところ、数字に



相当の違和感があるというコメントを得ている。)

GBO4 では、生物多様性に悪影響を及ぼす行動がどんなものか理解している人は少ないこと、各国から提出された第 5 次国別報告書で、生物多様性のための行動について意識向上を行う事業わずかし報告されていないことが指摘されている。そのため、日本の国連生物多様性の 10 年日本委員会が呼びかける「生物多様性 My 行動宣言 5 つのアクション」は優良事例の一つとして紹介されている。

<今後の方向性> 生物多様性の価値の普及啓発と共に、行動への転換が重要。そのため、人が行動を起こす(変える)スイッチを理解した戦略的コミュニケーションを模索する。国連生物多様性の 10 年の国内委員会や生物多様性の日の活用が重要

この目標達成に必要な行動としては、モニタリング(ターゲット 19)や消費(ターゲット 4)の分野での市民参加、態度変容(behavior change)のための社会科学の活用、ESD のアプローチも活用した教育課程への組み込み、戦略的コミュニケーションの構築などが提案されている。

GBO4 の評価などを受けて、COP12 決定第 2 (Decision XII/2) では、締約国に対し、(a)愛知目標 1 に関する指標の設定、(b)市民の普及度に関する調査の実施、(c)国内委員会などのメカニズムを通じて、すべての関係者と協同し、国連生物多様性の 10 年に関するコミュニケーション戦略の開発と活用の促進、(d)国際生物多様性の日(5月22日)や国際マザーアースの日(4月22日)といった関係するイベントを活用すること、(e)地方自治体との協働、(f)態度変容(behavior change)に関する研究と指針の開発を推進することを求めた。

事務局に対し普及啓発の推進を要請し、特に、(a)世界レベルのコミュニケーション戦略の開発の推進、(b)CEPA ツールキットの開発、改良、更新、(c)特定のターゲットグループ向けのメッセージアプローチを開発し活用するためのワークショップの実施、(d)ESD に生物多様性の保全や持続可能な利用を組み込むためにユネスコと協力することを求め、関係するグループの完全で効果的な参加を推進すること、この観点から愛知ターゲット 1 に関して作られたパートナーシップ(IUCN-CEC や世界動物園水族館協会など)との活動継続を事務局に求めた。

関連 URL

Review of progress in providing support in implementing the objectives of the Convention and the Strategic Plan for Biodiversity 2011-2020, and enhancement of capacity-building, technical and scientific cooperation and other initiatives to assist implementation UNEP/CBD/COP/DEC/XII/2

<http://www.cbd.int/doc/decisions/cop-12/cop-12-dec-02-en.pdf>

<補足情報>

- ・態度変容(behavior change)

COP12 決定において事務局に要請された(f)態度変容(behavior change)に関する研究と指針の開発については、現在、IUCN(国際自然保護連合)の環境教育コミュニケーション委員会(Commission on Education and Communication)が、戦略的コミュニケーション・ストーリーテリング(解説ではなく、物語りを通じたコミュニケーション)を重視してお

り、その能力構築の一環として生物多様性保全のための心理学 (Conservation Psychology) というキーワードで活動を展開し、その動きに積極的に働きかけている。生物多様性条約の普及啓発担当であるデビッド・アインズワース氏は IUCN—CEC の運営委員の一人であるため、この IUCN の動きは、CBD 事務局内部でもインプットされている状態である。

基本的発想は、「課題や、取り組むことの重要性を知ったからといって、人々の行動を変えることにつながらない。生物多様性の価値の普及啓発とか、生物多様性が多いの新しい (これまでに認識されていなかった価値を含む) 価値を伝えるよりも人々の今もっている価値にあなたのメッセージを合わせる事が大事である」ということである。

(参照：<http://www.cbd.int/cepa/>)

・戦略的コミュニケーション

戦略的コミュニケーションについては、生物多様性条約においては、IUCN-CEC がアドバイザーになる形で、2006 年から推奨されている考え方である (加盟国に浸透しているわけではない)。戦略的コミュニケーションの考え方については、CEPA ツールキットに詳しく紹介されている。日本語でまとめられた文献としては、環境省平成 18 年度国連国際生物多様性年国内推進方策検討業務報告書 (受託：財団法人日本自然保護協会) がある。

なお、CEPA ツールキットは一般社団法人 CEPA ジャパンが翻訳し、PDF 化がなされている。CEPA ツールキットに関する日本の専門家として、CEPA ジャパン代表川廷昌弘氏、国際自然保護連合日本委員会事務局長道家哲平氏、江戸川大学講師吉永明弘がいる。

CEPA ツールキット

英語 <http://www.cbd.int/cepa/toolkit/2008/doc/CBD-Toolkit-Complete.pdf>

・生物多様性のための行動集

生物多様性のために市民はどのような行動をとればいいのかという問いは、日本に限らず世界的に行われている。

EU では、「52 Tips for Biodiversity」がある。これについては、行動一覧の仮訳が環境省資料から手に入る。

英語

http://ec.europa.eu/environment/nature/info/pubs/docs/brochures/biodiversity_tips/en.pdf

日本語

<http://www.biodic.go.jp/biodiversity/activity/etc/pr/22/files/mat1-2.pdf>

COP12 にて注目されていたのが、世界動物園水族館協会 (WAZA : World Association for Zoo and Aquarium) による「Biodiversity is Us (生物多様性それは私たち自身です)」というキャンペーンである。Youtube 動画やポスターと共にメインコンテンツとして、iOS と Android 両方でスマートフォンアプリを提供している。Biodiversity is Us アプリでは、388 の行動を呼びかけている。WAZA のこの活動には、日本動物園水族館協会も賛同しており、その日本語化に協力している。

Biodiversity is Us 解説サイト (WAZA 2015 年 2 月 26 日段階)

<http://www.waza.org/en/site/conservation/biodiversity-is-us>

3-3 愛知ターゲット2 各種計画への組み込み（主流化）

遅くとも 2020 年までに、生物多様性の価値が、国と地方の **A 開発及び貧困削減のための戦略**や **B 計画プロセス**に統合され、適切な場合には **C 国家勘定**や **D 報告制度**に組み込まれている。

A 生物多様性の価値の開発・貧困解消のための国・地方の戦略への統合 評価 3

B 生物多様性の価値の国・地方の計画プロセスへの統合 評価 3

C 生物多様性の価値の、国家勘定への組み込み 評価 3

D 生物多様性の価値の、報告制度への組み込み 評価 3

<現状の評価> 各種計画への生物多様性の組み込み、会計制度への生物多様性の価値の組み込み（＝自然資本会計）の動きが少しずつ展開。ユース、企業、自治体による主流化の展開についての評価・指標がないため、世界的な動向は不明。

GBO4 では、54 の貧困撲滅のための戦略のうち 30%に生物多様性の重要性が指摘されているといった調査結果や調査参加国の半数が環境経済の報告制度を有するなどの調査結果が引用され、発展途上国であっても、報告・会計制度に自然資本を組み込む国が増加傾向にあるとし、進展はあるが、目標達成には更なる重大な進展が必要と結論付けた。これには世界銀行が 2012 年に始めた WAVES（Wealth Accounting and the Valuation of Ecosystem Services）や、WBCSD（World Business Council for Sustainable Development）・IUCN 等が進める自然資本同盟（Natural Capital Coalition）の貢献が大きい。WAVES 参加国としてコロンビア（水と森林に関する価値評価を実施）やコスタリカ（水と森林に関する評価のための専門作業部会を設立）などの事例が紹介されている。

COP12 では、企業の事例として、プーマの事例が注目されていた。プーマ本体は、シューズ等スポーツ用品販売メーカーであり、水や土地、廃棄物などの自然への負荷はほとんどない。しかし、製品の製造過程（皮、繊維、染料の製造→裁断・縫製・染色→ソール・紐等への加工→各部品をあわせる最終加工）では、水資源や土地の利活用（放牧地としての活用）が大きいことを明らかにしている。企業にとってそれは「環境にやさしい」という企業イメージだけでなく、むしろ、自然資源調達のリスクを管理することで、企業が持続可能であるという企業価値（投資に値する価値）を株主に見せるためのツールともなっている。

関連 URL

Wealth Accounting and the Valuation of Ecosystem Services 世界銀行が主唱する取組みで、70 カ国の政府および世界の 90 の企業が自然資本を政策や報告等の仕組みに組み込むことを宣言している。

<https://www.wavespartnership.org/en>

<今後の方向性> 国：あらゆるレベルの政策決定・実施に参画を呼びかける。自治体：

生物多様性地域戦略の推進・活用と、グリーンインフラストラクチャーなど持続可能な都市づくりを模索する。企業：優良事例や生物多様性に取り組むための指針の作成、CSR 調達の推進、理念と行動に「資本としての自然」を組み込むほか、自然資本会計や持続可能な調達のための認証制度等に関する国際的なルールメイキングへの参加推進。全てにおいて、ユースとのつながりをつくりながら実施する。

この目標達成に必要な行動として、GBO 4 では、既存政策の評価、生物多様性の価値情報共有の強化、環境経済会計の確立、生物多様性価値の地域・空間計画や資源管理計画への反映などが提案されている。

GBO4 の成果を受け、多様な主体の参画に関し、「利害関係(stakeholder)」「自治体」「企業」に対して COP12 において決定がなされている。

利害関係者については決定第 8 (UNEP/CBD/COP/DEC/XII/8) において、

- 条約・議定書会合・補助機関会合などの会議やプロセスへの多様な主体の参加やそのための仕組み、効果的で時機を捉えた参加の強化を歓迎するため、会議前に開かれるステークホルダーフォーラムといった、適切な手法、手段、メカニズムの開発を歓迎する。
 - 政府に対して、生物多様性条約に関する協議や意思決定にユースを含む利害関係者の参加の強化をはかるための実践やメカニズムの推進を奨励する
 - 国家戦略行動計画の立案や実施に置けるユースを含む利害関係者の効果的な関与とそのような参加を促進しようとする活動への支援を締約国に求める
 - 事務局に対して、最近のコミュニケーションツールも含めた実践やメカニズムを、締約国会議や関連会議のプロセスや将来の会議の中で利害関係者の効果的で時宜にかなった参加の強化に組み込む
- といった内容など、あらゆるプロセスでの参加の強化を図っていくための取り組みなどについて決定をまとめた。

関連 URL

Stakeholder engagement UNEP/CBD/COP/DEC/XII/8
<http://www.cbd.int/doc/decisions/cop-12/cop-12-dec-08-en.pdf>

自治体に関しては、決定第 9 (UNEP/CBD/COP/DEC/XII/9) において

- 特に生物多様性地域戦略を通じて、愛知ターゲット達成に向けて自治体と協同することを通じ、戦略的、持続可能な都市発展の条件整備や支援やガイドするための取り組みの拡大を締約国に奨励する
- 都市計画に生物多様性を組み込めるよう自治体の能力向上を支援し、グリーンインフラストラクチャーなど、都市計画、基盤整備に生物多様性の配慮を組み込むことを国に呼びかける
- Global Partnership on Local and Subnational Action for Biodiversity の助言委員会, the Urban Biosphere Initiative (URBIS), the Maritime Innovative Territories International Network (MiTin) and the MediverCities network など、都市化の持続可能なパターンの達成に向けて貢献する関連事業の支援を締約国に奨励する。

－ 生物多様性を様々な計画に組み込むことで、戦略計画および愛知ターゲットの達成を自治体に奨励する。計画には、持続可能な都市化、地域交通、空間計画、水や廃棄物管理、自然を活用した解決策の推進、生物多様性の状況のモニタリングや評価、その保全の推進、気候変動対策に重要な貢献をするものとしての生物多様性保全の組み込み、健康、再生エネルギーと暮らしなどのトピックにおける生物多様性・生態系機能・サービスの積極的な効果を示すことによる生物多様性課題の優先付け、などを含む

－ 条約事務局に対して、戦略計画・愛知ターゲットの実施に自治体の貢献をもっと組み入れていくために、締約国や自治体、パートナーを支援することを要請する。

－ 国連機関や、国際機関、生物多様性関連条約や事業（都市や都市周辺の水鳥生息地に関するラムサール条約の活動）と協同すること

などの内容の決定をまとめた。自治体に関する決定では、都市化(Urbanization)、持続可能な都市などのキーワードあらたに用いられるようになったのが特徴であり、都市について注目が集まっている。この注目は、第11回締約国会議（2012年10月インド、ハイデラバード）で「都市と生物多様性概況（City and Biodiversity Outlook）」が発表され、100万人以上の巨大都市がインドや中国等に“これから”建設されていく予測が紹介され、非持続可能な形の都市が今後拡大することに強い警告がなされたことを受けての動向である。

関連 URL

Engagement with subnational and local governments (UNEP/CBD/COP/DEC/XII/9)
<http://www.cbd.int/doc/decisions/cop-12/cop-12-dec-09-en.pdf>

企業に関しては、決定第10（UNEP/CBD/COP/DEC/XII/10）において締約国、企業、事務局長に対しそれぞれの奨励事項等をまとめた。

締約国に奨励することとして

- － 企業と生物多様性のグローバルプラットフォームと協力し、それを支援するための革新的メカニズムを作り、クリアリングハウスメカニズムを通じて情報を提供すること
- － 企業の生物多様性戦略（資源動員やキャパシティビルディングも含む）の策定、実施を進めるためのパートナーシップの策定を模索すること
- － 生物多様性や生態系機能、生態系サービスの配慮を、条約以外の他の関連するフォーラムでのビジネスの議論に組み込むことを推進すること

企業に奨励することとして

- － 企業活動が生物多様性や生態系サービスに及ぼす影響を分析すること
- － 企業による報告の枠組みに生物多様性を組み込むこと、企業活動において、生物多様性条約や愛知ターゲットのゴールに貢献する行動をとるよう確保すること
- － 生物多様性や生態系機能・サービスへの影響や利益について、シニアスタッフ（役員等幹部）や、ラインスタッフ（部課長等、決裁権を持った社員）やサプライチェーンに関わるスタッフの能力向上を行うこと
- － 調達政策の中に、生物多様性の配慮を組み込むこと
- － 資源動員戦略への積極的に貢献すること

- BioTrade イニシアティブへの参加や協力を拡大すること

事務局に要請することとして

- 締約国、特に途上国において、生物多様性の配慮を企業セクターの中に組み込む取り組みを支援する
 - グローバルパートナーシップとの共同に基づき、報告枠組みに関する技術ワークショップの開催なども通じて、企業による生物多様性の主流化の進展に関する報告（企業がとりうる活動の分類の確立も含む）の開発への支援すること。結果は実施に関する補助機関で検討する。
 - 企業の意思決定に生物多様性の主流化を進める観点から、企業に関する能力開発の支援を行なうため、グローバルパートナーシップや関連事業と協働すること
 - 愛知ターゲットの実施支援に企業への指針を開発し、2020年までのキーマイルストーンを特定し、企業と生物多様性グローバルパートナーシップが愛知ターゲット達成に資するようその役割を拡大すること
 - 生物多様性と企業の参画に関連する課題について、とりわけ、コモディティインディケータや持続可能な生産と消費について、他のフォーラムとの協働や相乗効果を高めること
 - 企業による条約および愛知ターゲットへの貢献の評価を推進するため、生物多様性と生態系機能・サービスについて情報をまとめ、優良事例や基準や研究を分析し、この情報に関連するフォーラムに普及することを支援すること

などである。企業と生物多様性グローバルパートナーシップ（GP）と生物多様性戦略計画2011-2020の関係強化に主軸がおかれていることが特徴であるほか、企業に対する奨励事項がCOPを重ねるごとに詳しく掲載されるようになってきていることが近年の傾向である。

関連 URL

Business engagement

<http://www.cbd.int/doc/decisions/cop-12/cop-12-dec-10-en.pdf>

<補足情報>

・自然資本

自然資本金とは、世界銀行、GRI(Global Reporting Initiative)などの国際機関やNGO、プーマ、ホルシム、ユニリーバーなど一部企業がその考え方の普及について推進役をになっている。生態系サービスをフローと捉え、生物多様性はストックであると同時に将来もこのフローを生み出す資本（キャピタル）として捉えるべきという特に企業を意識したコミュニケーションワードとして用いられている。

製品の原料調達から廃棄までの自然資源への負荷を企業の持続可能性レポートに組み込むことを目的に調査・研究のほか基準作りとその普及・展開の活動がなされており、自然資本基準（Protocol）を2016年3月までに発表する予定で取組みがなされている。自然資本基準と共に、食品・飲料およびアパレル分野への適用ガイドが作成中である。

関連 URL

Natural Capital Coalition

<http://www.naturalcapitalcoalition.org/>

・グリーンインフラストラクチャー

グリーンインフラストラクチャー（以下「グリーンインフラ」という。）とは、土地利用において自然環境の有する防災や水質浄化等の機能を人工的なインフラの代替手段や補足的手段として有効に活用し、自然環境、経済、社会にとって有益な対策を社会資本整備の一環として進めようという考え方であり、近年欧米を中心にこの考え方に基づく取組が進められている。

例えば、スペインのビトリア＝ガステイス（Vitoria Gasteiz、2012 年欧州環境首都大賞を受賞）では、都市計画の中で、町の中心部から緑地帯を作り、住民（全 25 万人）の 300 メートル圏内に公開緑地がある状態をめざしている。ドイツのハノーバー（Hannover、2011 年欧州生物多様性首都大賞を受賞）は、緑と多様な暮らしや労働環境が、長続きする高い生活の質を確保するために欠かせないとして、生物多様性を都市計画に組み込み、多くの活動を展開している。自然型の河川改修・管理や市所有の森林の FSC 認証の獲得、地域社会に質の高い良い緑地帯を作るための市民向け奨励制度の構築などを行っている。

関連資料

Sharing best practices for biodiversity conservation in European urban areas

http://cmsdata.iucn.org/downloads/foen_iucn_biodiversity_conservation_in_european_urban_areas.pdf

3-4 国連生物多様性の 10 年の日—UNDB-DAY

昨年 10 月 6 日から 10 月 17 日まで、ピョンチャン（韓国）において開催された生物多様性条約第 12 回締約国会議において、環境省が事務局を務める国連生物多様性の 10 年日本委員会と CBD 事務局は、愛知目標達成のため活動のさらなる推進に貢献するため、「国連生物多様性の 10 年の日（UNDB-DAY）」に、国内外の多様なセクターからスピーカーを集め、「UNDB の日」と銘打った 1 日がかりのイベントを行った。

関連 URL プレゼンテーションファイルが入手可能

CEPA Fair 2014

<http://www.cbd.int/cepa/fair/2014/>

UNDB-DAY の第 1 部は、生物多様性条約事務局および国連生物多様性の 10 年に関して国内委員会を持つ日本、ドイツ、中国による先進事例や今後の取組み紹介がなされた。この成果についても、生物多様性の主流化の国際動向を考える上で重要な情報のため、下記にまとめる。

<生物多様性条約事務局の今後の主流化に関する報告>

デイビットアインズワース CBD 事務局報告がなされた。

条約事務局が認識する課題として、人々が生物多様性の課題について何ができるかを知らないこと、生物多様性の持続可能な利用を多様な経済セクターが展開することを望んでいない（＝消費行動に反映されていない）、生物多様性の課題が単独の課題として捉えられ、貧困撲滅や食糧安全保障等の課題と結びついていることを知らないことが指摘された。また、各国の国家戦略でも普及啓発活動が高い頻度で位置づけられているが、それらが知ってもらっただけの事業であることが多いことが指摘された。大きな課題として、国連生物多様性の 10 年という動きそのものが単独の普及活動ととらえられ、生物多様性戦略計画全体を推し進めるツールとして認識されていないことを指摘した。

そのため、国連生物多様性の 10 年（UNDB）の今後の戦略として、1.更なる普及啓発活動、2.国内委員会等の仕組みの推進、3.戦略計画全体とのリンクの強化、4.他のセクター（コース、企業、農業、先住民地域共同体、教育（特に UNESCO））との協働、5.生物多様性チャンピオンの活用、6.主流化という方向性が紹介された。

特に、6.主流化では、各セクターが大事と思う課題を特定し、生物多様性の役割をコミュニケーションすることを提案している。

部門	その部門の最大関心事項
農業	食糧安全保障
都市と森林	水の安全保障、持続可能な消費、災害リスク緩和
経済	名古屋議定書や持続可能な利用に関する新しい課題
保険・厚生	健康と栄養

関連 URL

Introduction to the United Nations Decade on Biodiversity @CEPA Fair UNDB-DAY
<http://www.cbd.int/cepa/cepa-fair/2014/presentations/cepa-fair-2014-undb-day-01.pdf>

<ドイツにおける国連生物多様性の 10 年の展開>

ドイツからは、国内委員会は存在しないが、UN Decade Programme（国連 10 年事業）という名称で事業が展開されていることが紹介された。

ドイツ国連 10 年事業は、事業・ツール開発系と、広報系に分かれており、日本の国連生物多様性の 10 年日本委員会（UNDB-J）の事業と似ているものと、ドイツならではの工夫が見られる。

・事業・ツール開発系

国連 10 年事業の認定事業：国連 10 年事業の公式事業とし優良事例を奨励するため、全国各地から優良事例を募集する。2011 年から 2014 年までに 173 の事業が表彰された。優良事業は、判定する専門チームをつくり、継続事業のみならず、週単位、月単位で展開される事業も表彰している。

表彰された事業は「UN Decade Project for Biodiversity（生物多様性国連 10 年事業）」と呼称することが許されるほか、広報の支援が得られる。例えば、2014 年の大賞は、森林

生態系の理解—身体障害者のための、且つ、身体障害者と共に行う自然教育」となっている。

国連 10 年会議 (UN Decade Conference) : 年 3 回行われる 1 日かけのイベントで、専門家によるレクチャーやワークショップ、地域活動底上げのための助言、ネットワーク作りなどが行われる (参加者規模 50 名)

国連 10 年親善大使 (UN Decade Ambassadors) : VIP やユース親善大使を指名し、広報協力を依頼し、国連 10 年事業のイベント等に出席してもらう。親善大使は、特定のターゲット層を意識して指名される。

写真コンペ: 404 の写真が集まり、写真の専門家によって 30 のベストショットが選ばれ、対象には賞金が与えられる。写真は「多様性を捕まえる」と題した写真展を実施

・広報系

ウェブページ (イベントのカレンダーやブログ)、メディアへのプレスリリースやニュースレター、ソーシャルメディア (フェイスブックとツイッター) が活用されている。

年間テーマの設定: 2 年間注目するテーマを設定している。2013-2014 年は、「多様性を活用する—自然が届けてくれる恵みを利用しよう」。これは、ターゲットグループを意識したもので、この場合、土地所有者 (農地等)、企業、消費者をコミュニケーションの届け先に設定している。

これらの事業は、ドイツにおける国連持続可能な開発のための教育の 10 年 (UND-ESD) で培ったノウハウなどが活かされているということがパネルディスカッションで紹介された。

国連 10 年事業の認定事業	認定事業は、国連 10 年事業というとても分かりやすく、一般市民にも訴求力のある名称 (国連) が用いられている
国連 10 年会議	全国ミーティングや地域セミナーに類似しているが、地域活動底上げのための助言、ネットワーク作りは、UNDB-J の事業には弱い
国連 10 年親善大使	生物多様性生きもの応援団に類似。しかし、ユースは応援団に任命されていない。ユースの自発的活動力の高さを活かすというのは上手な工夫と思われる。
写真コンペ	UNDB-J では実施していない。ただし、類似の写真コンテストは存在する
年間テーマの設定	UNDB-J では行っていない。My 行動宣言 5 つのアクションを活用することができる。

関連 URL

The UNDB in Germany @CEPA Fair UNDB-DAY

<http://www.cbd.int/cepa/cepafair/2014/presentations/cepa-fair-2014-undb-day-03.pdf>

4 まとめ

生物多様性の主流化は、COP10以降様々な形で着実に進展しており、国・企業・自治体・市民社会の各立場で進めるべきこと（期待されること）、進めるにあたっての障害・課題の特定なども進んでいる。

個別課題ではなく、全般にわたる大きな課題は、生物多様性の主流化にかかる資金が十分でないことがいえる。これは、社会全体が、生物多様性の価値を理解していないために社会的な投資の対象となっていないので普及啓発が足りないという、いわゆる「卵が先か、鶏が先か」という議論におちいる。

その意味で、普及啓発のための共通ツールを作りつつ、各セクター内での取り組み加速といった行動パッケージを一体として展開しようという国連生物多様性の10年のアプローチは（成功しているか否かは検証が必要だが）間違っておらず、国際的にも注目されるものだろう。